

保 健 室 よ り

四日市市立富洲原小学校

1 感染症の予防と「出席停止」

集団生活を行う学校では、以下の病気を学校感染症として、学校保健安全法施行規則に定められています。これらの病気にかかったときには、本人の体調及び周囲への感染を考えて出席停止となります。(欠席扱いになりません。)

学校感染症にかかった場合は、医師の指示に従い、病名と出席停止期間を学校へ連絡してください。「出席停止証明書」の提出は不要です。

(1) 学校保健安全法施行規則で定められている感染症と出席停止期間は次の通り

<p>◆第一種の感染症＝治癒するまで出席停止とする。</p> <p>○エボラ出血熱 ○クリミア ○コンゴ出血熱 ○痘瘡 ○南米出血熱 ○ペスト ○マールブルグ熱 ○ラッサ熱 ○ポリオ ○ジフテリア ○重症急性呼吸器症候群〔病原体が SARS (サーズ) コロナウイルスであるものに限る。〕 ○鳥インフルエンザ (病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであつてその血清型が H5N1 であるものに限る。) 上記の他、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 6 条第 7 項から第 9 項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症。</p>
<p>◆第二種の感染症＝以下のとおりとする。</p> <p>○結核＝病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで。 結核をのぞいた他の疾患については、次の期間出席停止にする。ただし、病状により学校医その他の医師において伝染の恐れがないと認めたときは、この限りでない。 ○インフルエンザ (鳥インフルエンザ (H5N1) 及び新型インフルエンザ等感染症を除く) ＝発症後 5 日、かつ、解熱後 2 日を経過するまで ○百日咳＝特有の咳が消失するまで、または、5 日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで ○麻疹＝解熱後 3 日を経過するまで ○流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) ＝耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで ○風疹＝発疹が消失するまで ○水痘＝すべての発疹が痂皮化するまで ○咽頭結膜熱＝主要症状が消退した後 2 日を経過するまで ○髄膜炎菌性髄膜炎＝症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで ○新型コロナウイルス感染症＝発症した後 5 日を経過し、かつ軽快した後 1 日を経過するまで (軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること)</p>
<p>◆第三種の感染症＝病状により学校医その他の医師が伝染の恐れがないと認めるまで。</p> <p>○コレラ ○細菌性赤痢 ○腸管出血性大腸菌感染症 ○腸チフス ○パラチフス ○流行性角結膜炎 ○急性出血性結膜炎その他の感染症 この他に条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる疾患として、次のようなものがある。 ○溶連菌感染症 ○ウイルス性肝炎 ○手足口病 ○伝染性紅斑 (りんご病) ○ヘルパンギーナ ○マイコプラズマ感染症 ○流行性嘔吐下痢症 ○アタマジラミ ○水いぼ (伝染性軟疣腫) ○伝染性膿痂疹 (とびひ)</p>
<p>◆その他の場合</p> <p>○第一種もしくは第二種の感染症患者を家族に持つ家庭、または感染の疑いが見られる者については学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで。</p>

- 第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。
- 第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。
- また停止日は保護者より連絡があった日とし、欠席した日を遡って出席停止にしない。

(2) 集団風邪や感染症流行による学級閉鎖・臨時休業について

学級または学年内で、集団風邪や感染症の流行により、欠席者が一定数に達した場合、新たな感染者の増加と他学級・学年への流行を防止するため、学校医の助言により学級閉鎖(学級内の全員が「出席停止」扱い)または臨時休業(該当学年が授業を実施しない扱い)の措置をとることがあります。その場合、

- ① 閉鎖・休業の決定を「Home&School」で該当学級・学年の保護者に緊急連絡します。
- ② 閉鎖・休業を決定した日の翌日から閉鎖します。
- ③ 閉鎖・休業期間は、感染児童以外でも不要不急の外出は控えさせてください。
- ④ 詳細については閉鎖・休業決定の日に「Home&School」で保護者に連絡します。

2 保健室における救急処置について(けがや体調不良の際の対応)

保健室は一時的に「けが」や「体調不良」への応急処置をするところです。症状等が回復しないようであれば、お迎えに来ていただいたり、医療機関を受診していただいたりすることもあります。このような場合は、緊急連絡カードの通り保護者の方に連絡させていただきます。連絡先に変更があった場合は、学校にお知らせください。

3 独立行政法人日本スポーツ振興センターについて

学校の管理下における災害、事故に対して、医療費等が給付される制度です。「けが」「疾病」で医療機関を受診した場合、治癒完了するまでの合計が、保険証を使っておよそ1,500円以上になる場合が対象となります。(登下校時の災害、事故も含む。)

手続きには、学校が用意する用紙を医療機関で月ごとに記入していただきます。学校での締め切りは月末で、それ以降は手続きが翌月になります。申請してから給付されるまで2~3か月かかります。掛金は、年額550円を学年会計より支出させていただきます。

4 衣類の予備について

衣類については保健室に予備がありますが、数に限りがあります。特に汚れが予想される作業や活動、悪天候の場合は、ご家庭から着替えを用意していただくことをお勧めします。

保健室で貸出した衣類につきましては、ご家庭でお洗濯のうえ、返却をお願いします。下着については、新品の物をお渡しするので、新品の物でお返してください。